主 文

本件特別上告を棄却する。

特別上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について。

所論は違憲をいうが、その実質は単なる訴訟法違反の主張を出でないものであつて、特別上告適法の理由に当らない。

よつて、民訴四〇九条ノ三、四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	下 飯	坂	潤	夫
裁判官	高	木	常	七